(趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫及び多頭飼育崩壊現場の猫に対する繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の確保を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業に基づき市が交付するさくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)(以下「チケット」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく, 地域に住み着いている猫をいう。
 - (2) 多頭飼育崩壊現場の猫 猫を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼育をしたため猫が異常繁殖し、飼育不可能となった現場における猫をいう。
 - (3) 無飼育等猫 飼い主がいない猫及び多頭飼育崩壊現場の猫をいう。
 - (4) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、無飼育等猫に繁殖を抑制するための不妊手術を施し、その猫の命が終わるまで、その地域内で適切に管理していく活動をいう。
 - (5) 不妊手術 去勢手術及び避妊手術(再手術等を防止するための 耳先カット手術を含む。)をいう。

(交付対象者)

- 第3条 チケットの交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付団体等登録簿(別記第1号様式。以下「登録簿」という。)に登録された者とする。
 - (1) 市内の無飼育等猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うボランティア団体又は地域猫活動を共同して行う者
 - (2) その他市長が必要と認める者

(登録)

- 第4条 登録簿への登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付団体等登録申請書(別記第2号様式)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査 の上、登録の可否を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット(行 政枠)交付団体等登録決定(却下)通知書(別記第3号様式)によ り申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録を決定したときは、登録簿に登録 するものとする。
- 4 市長は、登録を受けた申請者(以下「登録団体等」という。)が 次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことが できる。
 - (1) 登録申請の内容に虚偽が判明したとき。
 - (2) 登録団体等として適当でないと市長が認めるとき。

(チケットの交付申請)

第5条 チケットの交付を受けようとする登録団体等は、さくらねこ 無料不妊手術チケット(行政枠)交付申請書(別記第4号様式)に より市長に申請しなければならない。

(チケットの交付決定等)

(返環)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付決定通知書(別記第5号様式)により通知するとともに、チケットを交付するものとする。
- 第7条 市長は、前条の規定によりチケットの交付の決定を受けた登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、チケットの全部 又は一部の返還を求めるものとし、さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)返還通知書(別記第6号様式)により通知するものと する。
 - (1) チケットの利用方法が著しく不適当であると認められるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(利用報告)

第8条 チケットを利用した登録団体等は、不妊手術終了後速やかに、 さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用報告書(別記第7 号様式)に関係書類を添えて市長に提出するとともに、利用しなか ったチケットを返却しなければならない。

(免責)

第9条 市長は、無飼育等猫に対する不妊手術に関して生じた事故に ついて、一切の責任を負わないものとする。

(多頭飼育崩壊現場救済のためのチケットの利用)

第10条 市長は、多頭飼育崩壊現場の救済その他良好な地域環境を 確保するため必要があると認めるときはチケットを利用できるもの とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。